

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に係る参考情報（その 3）

本稿は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に関する参考情報として、法務省人権擁護局において作成し、関係地方公共団体に提供するものである。

- (1) 一般に人権侵害とは、特定の者に対しその人権を違法に侵害する行為をいう。人権侵害を理由に救済措置を講じるには、人権を侵害された者を特定する必要がある。一方、不当な差別的言動は、人種、国籍等の特定の属性を有する者の集団や不特定多数の者（以下「集団等」という。）に向けられた形をとるものが少なくないところ、このような集団等に向けられた不当な差別的言動については、特定の個人に向けた言動ではないことから、個人の人権を侵害するとはいえないのではないかという問題がある。このような事情から、集団等に対する不当な差別的言動については、救済措置を講ずるか否かの判断に困難を伴う場合が少なくないのではないかと思われる。

この点について、法務省人権擁護局では、平成 31 年 3 月、人権侵犯事件における集団等に向けられた不当な差別的言動の違法性について、平成 31 年 3 月 8 日付け調査救済課長依命通知「インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理について」を全国の法務局及び地方法務局に発出し、考え方を整理したところである。

本稿は、この通知における整理に関して、若干の裁判例を引用しつつ、その考え方を説明するものである。

- (2) 不当な差別的言動が特定の個人を直接の対象としておらず、集団等に向けられている場合には、当該差別的言動による個人の人権に対する影響は間接的、抽象的なものになるため、個人の人権が侵害されたとは認められ

にくくなる。しかしながら、集団等が個人の集合体である以上、不当な差別的言動が集団等に向けられたものであっても、当該差別的言動が行われた経緯、場所、当該差別的言動の態様及び内容、その対象とされた集団等の規模等の個別具体的な事情次第では、その集団等に属する個人の人権を侵害する場合があります。これらを踏まえると、不当な差別的言動がその文言上は集団等に向けられたものであっても、①その集団等を構成する自然人の存在が認められ、かつ、②その集団等に属する者が精神的苦痛等を受けるなど具体的被害が生じていると認められる場合には、個人の人権が侵害されていると解するのが相当であると考えられる。

そして、②を満たすか否かは、これが自然人の受ける精神的苦痛等を問題とするものである以上、「当該差別的言動は、その対象である集団等に属する者であれば精神的苦痛等を受けるような性質のものであった」といえるか否かを、当該差別的言動が行われた経緯、場所、当該差別的言動の態様及び内容、対象とされた集団等の規模等の具体的な事情を考慮し、社会通念に照らして客観的に判断することになる。例えば、特定の集団等に属する者が集住する地域や通学する学校の近隣で、拡声器等を用いるなどして大音量で行われるといった事情は、当該差別的言動がその対象である集団等に属する者であれば精神的苦痛等を受けるような性質のものであることを肯定する方向に働く事情になり得ると考えられる（注1）。他方、当該集団等を特定する際の地域表示等が余りに広く、当該集団等に属する自然人が極めて多数に及ぶ場合には、そのような集団等に属する自然人が聞いたとしても、個人の人権が侵害されたことを基礎付けるに足りる程の精神的苦痛等を感じるものであるとまではいえない場合もあると思われるため、このような事情は、上記の精神的苦痛等を否定する方向に働く事情になり得ると考えられる（注2）（注3）（注4）。なお、単なる不快感や否定的な感情を覚えるといった程度では、ここでいう精神的苦痛等には当たらないというべきであろう（注5）。

（注1）横浜地裁川崎支部平成28年6月2日決定は、ある運動団体に属する者（以下「A」という。）が「反日汚染の酷いからこそ【川崎を攻撃拠点】に、自国

を貶め、嘘、捏造を垂れ流す日本の敵を駆逐しましょう！」などとデモの実施を予告し、デモへの参加や運動への賛同を呼びかけていたのに対し、在日韓国・朝鮮人が集住する地域に所在し、在日韓国・朝鮮人を主たる対象として社会福祉事業を行っている社会福祉法人がその差止めを求めた事案について、同法人の事業所や同法人が運営する各施設の近隣において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年法律第68号）が定める差別的言動に該当することが明らかな言動及びこれに類する言動、すなわち、在日韓国・朝鮮人の生命、身体、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知したり、名誉を毀損し、著しく侮辱したりする差別的言動が、街宣車やスピーカーを使用したり、あるいは大声を張り上げるなどして行われれば、上記法人の役員、職員及び施設利用者のうちの在日韓国・朝鮮人の個人の尊厳をないがしろにし、耐え難い苦痛を与え、ひいては、同法人の職員の業務に従事する士気の著しい低下や、同法人の施設利用者による利用の回避・躊躇を招くことを容易に推測することができるなどの理由を挙げて、Aの行うとみられる差別的言動により、同法人の社会福祉事業の基盤である事業所において平穩に事業を行う人格権が侵害されることによって著しい損害が生じる現実的な危険性があると認められるなどとして、同法人の主たる事務所の入り口から半径500メートル以内でのデモ等を差し止める決定をした。

（注2）東京高裁平成29年9月29日判決は、日本国民である原告らが、旧日本軍が若い女性を従軍慰安婦として強制連行したこと等を内容とする新聞記事により原告らの名誉権等が侵害されたと主張したのに対し、当該新聞記事には原告ら自身やその関係者やその行為等を直接又は間接に対象としたと認められる記載は一切なく、原告らは日本人であるという以外に当該新聞記事の対象との間に何らの関係も認められないから、仮に旧日本軍という集団及び日本政府が当該新聞記事により国際的非難を受けその評価が低下した事実があったとしても、原告らを対象とした記事であるということとはできないこと、当該新聞記事の内容からして、日本人であることに誇りを持つ控訴人らがその自尊感情を傷つけられたと感じたであろう可能性は否定できないとしても、

これにより原告ら個々人の客観的な社会的評価たる名誉が毀損されたとは認められないことなどの理由を挙げて、名誉毀損の成立を否定した。

(注3) また、大阪地裁平成5年3月26日判決は、消費者金融業者である原告らが、殺人事件の報道記事の見出しに「遊興費かさみサラ金苦」などと犯行の動機の背景にサラ金からの借金があるかのように記載されたことにより全国8500社の消費者金融業者の名誉が直接毀損されたと主張したのに対し、個人がその属する多数人で構成される集団あるいは業界について一般的な指摘がなされることによってその名誉を毀損されることはあり得ないところ、本件の報道記事はサラ金業界に対する概括的かつ一般的な非難にとどまるものであるなどとして、名誉毀損の成立を否定している。

(注4) 他方、最高裁平成15年10月16日判決は、テレビジョン放送による名誉毀損の成否に関し、当該テレビジョン放送により摘示された事実を「ほうれん草を中心とする所沢産の葉物野菜(葉菜類)が全般的にダイオキシン類による高濃度の汚染状態にあり、その測定値は、B研究所の調査によれば、1g当たり0.64~3.80pgTEQであるとの事実」とした上で、当該テレビジョン放送が埼玉県所沢市内において各種野菜を生産する原告らの社会的評価を低下させ、名誉を毀損したと認定した原審の判断を是認している。

(注5) 東京地裁平成19年12月14日判決は、フランス語を母語とし、フランス語学校を経営したり、フランス語を研究するなどしていた原告らが、東京都知事がした「フランス語を昔やりましたが、数勘定できない言葉ですからね。これはやっぱり国際語として失格していくのは、むべなるかなという気がする」等の発言は、原告らの名誉感情を侵害するものであるなどと主張したのに対し、当該発言はフランス語に対する否定的印象を一般人に与えるもので、しかも真実でないことにかんがみれば、フランス語に何らかの形で携わる者に対して不快感を与えることは容易に想像することができ、当該発言は多分に配慮を欠いた発言であったということができるとしつつも、不快

感を与え、配慮を欠いた発言であるというだけでは、直ちに原告らを含むフランス語に携わる特定人の名誉感情を侵害するものとはいえないとした。

第 4 回ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

省庁名：警察庁公安課

議題 1 ヘイトスピーチの解消に向けた国の取組

警察庁では、平成 28 年に施行された本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律を踏まえ、引き続き、警察職員に対する必要な教育を推進するとともに、右派系市民グループの活動における違法行為の未然防止の観点から、厳正公平な立場で必要な警備措置を講じ、違法行為を認知した場合には、法と証拠に基づき厳正に対処することとしている。

「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」の概要

○「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する緊急提言」(2020年8月)及び「発信者情報開示の在り方に関する研究会中間とりまとめ」(同年8月)が発表されたことを踏まえ、総務省として「政策パッケージ」をとりまとめ、インターネット上の誹謗中傷に対して各府省や産学民のステークホルダーと連携して早急に対応。今後、「プラットフォームサムサービスの在り方に関する研究会(PF研)」において進捗状況等の検証を実施。

1. ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動

- ①「インターネットトラブル事例集(2020年版)追補版」を作成・公表し、全国の総合通信局等や教育委員会等を通じて子育てや教育の現場へ周知【本年9月中旬までに作成】
- ②「e-ネットキャラバン」の講座内容にインターネット上の誹謗中傷に関するものを追加【本年秋季から実施】
- ③「#NoHeartNoSNS 特設サイト」(主催:総務省・法務省人権擁護局・(一社)ソーシャルメディア利用環境整備機構)の拡充等により、社会全体における情報モラルやICTリテラシーが高まるようにするための取組を強化【準備ができたものから順次実施】

2. プラットフォーム事業者の自主的取組の支援と透明性・アカウンタビリティの向上

- ①実務者検討会を開催し、法務省人権擁護機関からの削除依頼に対する事業者の円滑な対応を促進【本年9月中に次回検討会を開催、以降も定期的を開催】
- ②事業者及び事業者団体との意見交換を通じ、誹謗中傷対策の実施や有効性の検討を働きかけ【9月以降継続的に実施】
- ③自主的な取組の報告等により、事業者による透明性・アカウンタビリティ確保方を促進し、取組の状況把握や評価方法の検討を実施【PF研等の場を通じ今年度中に実施】
- ④国際的な制度枠組みや対応状況を注視し、国際的な対話を深化【今年度中に実施】

3. 発信者情報開示に関する取組

- ①電話番号を開示対象に追加する省令改正の実施を踏まえ、弁護士会照会に応じて電話番号に紐付く氏名・住所を回答可能である旨をガイドラインで明確化【本年秋季を目的に実施】
- ②新たな裁判手続の創設や特定の通信ログの早期保全のための方策について、引き続き検討【11月を目的に最終とりまとめ】
- ③開示対象となるログイン時情報を明確化するため、省令改正ほか、必要に応じて法改正を視野に、引き続き検討【11月を目的に最終とりまとめ】
- ④要件該当性の判断に資する民間相談機関の設置やガイドラインの充実に関する民間の取組を支援【9月以降継続的に実施】

4. 相談対応の充実に向けた連携と体制整備

- ①違法・有害情報相談センターについて、相談員の増員等による体制強化を図るとともに、相談件数・内容の分析を実施【今年度中に準備、来年度から実施】
- ②相談内容に応じて相談機関間で紹介を行うなど、他の相談機関との連携対応を充実【9月以降、準備でき次第実施】
- ③複数の相談窓口の特徴やメリットを記載した案内図の作成など、ユーザにとって分かりやすい相談窓口の案内を実施【本年秋季を目的に実施】

**インターネット上の誹謗中傷への
対応に関する政策パッケージ**

2020年9月

総務省

目次

1. 基本的な考え方	2
2. 具体的な取組	2
(1) ユーザに対する情報モラル及び ICT リテラシーの向上のための啓発活動 ...	2
(2) プラットフォーム事業者の取組支援と透明性・アカウントビリティ向上 ...	4
(3) 発信者情報開示に関する取組	6
(4) 相談対応の充実にに向けた連携と体制整備	9
3. 今後の進め方	10

インターネット及び携帯電話・スマートフォン等の急速な普及は、「個対個」のコミュニケーションを容易にするとともに、個人がソーシャルメディアにおいて様々な発信を行うことを可能とした。特に、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のソーシャルメディアの利用時間や利用率は近年大きく伸びており、我が国の日常生活や社会経済活動に大きな役割を果たしている。

しかし、インターネット上では、依然として、違法な情報や有害な情報の流通も認められ、昨今、特定の個人に対して多くの誹謗中傷の書き込みが行われるいわゆる「炎上」事案や、震災や新型コロナウイルス感染症などの社会不安に起因するデマの流布や誹謗中傷が行われるなど、特に SNS 上での誹謗中傷等の深刻化が問題となっている。

この状況を踏まえ、SNS 上の誹謗中傷に関する問題を含むインターネット上の諸課題について、「プラットフォームサービスに関する研究会」（座長：宍戸 常寿 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授）において検討が行われ、2020 年 8 月に総合的な対策として「インターネット上の誹謗中傷への対応の在り方に関する緊急提言（以下「緊急提言」という。）」が取りまとめられた。

さらに、インターネット上の匿名の発信者によって誹謗中傷を含む権利侵害情報の投稿に関して被害を受けた者が、被害回復のために発信者を特定する制度である特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号。以下「プロバイダ責任制限法」という。）における発信者情報開示請求について、「発信者情報開示の在り方に関する研究会」（座長：曾我部 真裕 京都大学大学院 法学研究科 教授）（以下「研究会」という。）において、迅速かつ実効的な被害者救済の観点から検討が行われ、同年 8 月に「中間とりまとめ」が取りまとめられた。

総務省では、上記の「緊急提言」及び「中間とりまとめ」を踏まえ、インターネット上の誹謗中傷に対して、総務省として関係省庁や産学民のステークホルダと連携して早急に対応していくべき取組について具体化を図り政策パッケージとして取りまとめた。

インターネット上の誹謗中傷の問題については、産学官民の多様なステークホルダが連携して対応に取り組むことが期待されるものであり、本政策パッケージに基づき、総務省として取組を速やかに進めていくとともに、国内外の産学官民の多様なステークホルダが、互いに連携・協働し、早期にそれぞれの取組を推進することが期待される。

1. 基本的な考え方

本政策パッケージにおける基本的な考え方は、「緊急提言」を踏まえたものであり、匿名の陰に隠れた誹謗中傷は許されないという前提の下で、インターネットが日常生活や社会経済活動に果たす役割やインターネット空間の特性を踏まえ、インターネット上のサービスの形態や性質に応じた具体的な方策を検討するものである。また、取組に当たり、権利侵害情報（違法情報）と権利侵害に至らない誹謗中傷（有害情報）の切り分けを意識しつつ対策を実施するとともに、プラットフォーム事業者の役割の重要性に鑑みプラットフォーム事業者の取組の透明性・アカウントビリティの確保が一層必要であること等を踏まえることとする。

その上で、インターネット上の誹謗中傷に関する原因分析や実態調査を踏まえつつ、総合的な対策として、

1. ユーザに対する情報モラル及び ICT リテラシー向上のための啓発活動
2. プラットフォーム事業者の取組支援と透明性・アカウントビリティ向上
3. 発信者情報開示に関する取組
4. 相談対応の充実に向けた連携と体制整備

について総務省として産学官民の多様なステークホルダによる協力関係の構築を図りつつ推進する。

2. 具体的な取組

(1) ユーザに対する情報モラル及び ICT リテラシーの向上のための啓発活動

インターネット上の誹謗中傷への対策としては、社会全体における情報モラルや ICT リテラシーの向上が極めて重要である。このため、関係府省や関係事業者等と連携しつつ、発信側及び受信側の両面での ICT リテラシー向上の推進や、誹謗中傷を行わないための啓発活動を、青少年だけでなく成人を含む幅広い利用者に対して実施する。その際、事業者団体や地方自治体、学校等における既存の取組との連携に留意し、施策が効率的かつ効果的に実施されるようにする。具体的には、以下の施策を実施する。

① インターネットトラブル事例集追補版による啓発の強化

総務省では、子育てや教育の現場での保護者や教職員の活用に資するため、インターネットに係るトラブル事例の予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を2009年度より毎年更新・作成し公表している。インターネット上の誹謗中傷に係る事例についても本事例集に速やかに盛り込むため、文部科学省等と協力して、「インターネットトラブル事例集（2020年版）追補版」を作成・公表し、全国の総合通信局等や教育委員会等を通じて子育てや教育の現場へ周知する。【本年9月中旬までに作成】

② e-ネットキャラバンにおける「誹謗中傷」に係る啓発の充実

総務省は、文部科学省及び情報通信分野等の企業・団体と協力して、子供たちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的とした学校等での出前講座「e-ネットキャラバン」を全国で実施している（令和元年度実施件数：2,660件、受講人数：約52万人）。本出前講座は、児童生徒だけでなく保護者や教職員等も対象としており、インターネット上の誹謗中傷について改めて考える良い機会になることから、本出前講座の内容にインターネット上の誹謗中傷に関するものを追加する。【本年秋から実施】

③ 事業者団体と共同した啓発の取組

総務省は、法務省及び一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構と共同して、SNS利用に関するスローガン「#NoHeartNoSNS（ハートがなけりゃSNSじゃない!）」を発表するとともに、SNSの利用により悩んだ場合に活用できる方策等をまとめた特設サイト（URL：<https://no-heart-no-sns.smaj.or.jp/>）を開設している。本サイトでは、SNSを通じて他人を傷つけてはならないことや、万一被害に遭った場合に利用可能な各種機能や投稿の削除依頼の手順、相談先の情報等について、周知啓発を行っている。

今後は、関係省庁や事業者団体等と協力しつつ、本サイトの拡充等を進

め、本スローガンが可能な限り広く共有され、社会全体における情報モラルや ICT リテラシーが高まるようにするための取組を強化する。【一部既に実施済み。準備ができたものから順次実施】

(2)プラットフォーム事業者の取組支援と透明性・アカウントビリティ向上

インターネット上の誹謗中傷の書き込みに対するプラットフォーム事業者を含むプロバイダによる事業者の具体的な対応としては、書き込みの削除や非表示、アカウントの停止（以下「削除等」という。）、ユーザの選択に応じた形での AI による表示順位・頻度抑制等のコンテンツモデレーション、規約やポリシーに基づくサービス設計技術（アーキテクチャ）の工夫による仕組みの導入、さらに、これらの取組に関する透明性やアカウントビリティを確保する方策を講じることが期待されることから、総務省は、プラットフォーム事業者による削除等の取組及び透明性・アカウントビリティ確保方策を促進するための環境整備を行っていく。具体的には、以下の施策を実施する。

① 法務省人権擁護機関及びプラットフォーム事業者等との連携推進

法務省人権擁護機関は、重大な人権侵害事案において、名誉毀損、プライバシー侵害等に該当する場合には、被害者からの削除依頼等を端緒として削除依頼をサイト運営者に対して行っている。総務省は、法務省と連携し、法務省人権擁護機関からの削除依頼を踏まえ、サイト運営者が「他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足る相当の理由」（プロバイダ責任制限法第3条第2項第1号）があると判断した場合や自らの規約やポリシーに照らして削除を行うことが相当であると認められる場合に迅速な削除等の対応が行われる環境を整備する。

具体的には、総務省、法務省人権擁護局及びプラットフォーム事業者・事業者団体間の意見交換の場となる実務者検討会を継続的に開催し、法務省人権擁護機関への相談事案に関する認識について関係者間で共有を図るとともに、法務省人権擁護機関からの申告について透明化の向上を

行い、サイト運営者による円滑な対応を促進する。【本年9月中に次回検討会を開催、以降も定期的に行う】

② プラットフォーム事業者及び事業者団体による対応の促進

プラットフォーム事業者が誹謗中傷への対応を実施するための方策として、コンテンツの削除等だけではなく、その他のサービス設計技術（アーキテクチャ）の工夫による仕組みについて、自ら定める規約やポリシーに基づき、各事業者のサービスの規模や仕様等に応じて事業者の創意工夫により自律的に行われるよう、総務省はプラットフォーム事業者や事業者団体と継続的な意見交換を通じて働きかけを行う。

さらに、誹謗中傷対策として具体的にプラットフォーム事業者に対してどのような対応や仕組みがユーザから求められており、誹謗中傷対策として有効であるかについて、事業者において検討が推進されるよう働きかける。【本年9月以降継続的に実施】

③ プラットフォーム事業者による透明性・アカウントビリティ確保の促進

プラットフォーム事業者が自主的に取組を実施し、それらの取組に関する透明性及びアカウントビリティの確保を図ることの重要性に鑑み、総務省は、プラットフォーム事業者による誹謗中傷を含めた違法・有害情報対策の取組に関する透明性やアカウントビリティの確保方策の取組状況について、自主的な取組の報告を求めること等により「プラットフォームサービスに関する研究会」等の場を通じて随時適切に把握していく。

その際、各事業者のサービスの多様な規模や性質等に応じて指標やメルクマールを設定した上で、プラットフォーム事業者による自主的な取組の実績や効果を評価することも有効であると考えられることから、今後、プラットフォーム事業者や事業者団体と対話を行いながら、状況把握や評価の在り方について検討を行い、定期的に状況把握を行う。【今年度中に実施】

今後、仮に事業者による自主的スキームが達成されない場合、あるいは

誹謗中傷の問題に対して効果がないと認められる場合には、プラットフォーム事業者に対して、透明性・アカウントビリティの確保方策に関する行動規範の策定及び遵守の求めや、透明性・アカウントビリティに関する法的枠組みの導入の検討など、行政からの一定の関与も視野に入れて検討を行う。【必要に応じて実施】

④ 国際的な対話の深化

総務省は、誹謗中傷を始めとしたインターネット上の違法・有害情報対策に関する国際的な制度枠組みや対応状況を注視し、対応方針について国際的な調和（ハーモナイゼーション）を図るため、国際的な対話を深化させていく。【今年度中に実施】

(3) 発信者情報開示に関する取組

インターネット上の誹謗中傷により被害を受けた者が、被害回復のために匿名の発信者を特定するための制度として、プロバイダ責任制限法において発信者情報開示制度が規定されているところ、より迅速かつ確実な被害救済のために、発信者情報開示の在り方の見直しを図っていくことが必要である。同制度の見直しについて研究会において「中間とりまとめ」を踏まえ、以下の論点について引き続き議論を深めていく。

① 電話番号の開示対象への追加

近年、発信者の特定が困難な事例が増加しており、電話番号を発信者情報の対象とすることが求められていることや、特定の個人に対して多くの誹謗中傷の書き込みが行われる事案や震災や新型コロナウイルス感染症などの社会不安に起因するデマの流布や誹謗中傷が行われるなど、特に SNS 上での権利侵害情報の流通の深刻化が問題となっていることから、総務省は、研究会の中間とりまとめを踏まえ、本年 8 月、電話番号を開示対象に追加する関係省令の改正を実施した。

この改正により、電話番号がコンテンツプロバイダから開示され発信

者情報開示に係る裁判手続が1回で済むケースが増えることにより、手続の円滑化や通信ログが一定期間後に消去されることで発信者の特定に至らない可能性があるという問題の解消にも資することが期待される。

また、コンテンツプロバイダから開示された電話番号に関して、電話会社が弁護士会照会に応じて電話番号の契約者情報としての氏名及び住所を回答することができる場合を明確化するため、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」（総務省告示）の解説の改正手続を進める。【本年秋を目途に実施】

② 新たな裁判手続の創設

現行の発信者情報開示のプロセスには、多くの時間・コストがかかることで被害者にとって負担となっており、場合によっては権利回復のための手続を断念せざるを得ないこともあるなどの課題があることから、こうした課題に対応するため、研究会において、新たな裁判手続の創設や特定の通信ログの早期保全のための方策が検討されている。

研究会の「中間とりまとめ」において、「今後、被害者の救済の観点のみならず発信者の権利利益の確保の観点にも十分配慮を図りながら、様々な立場からの意見を幅広く聴取して、法改正により新たな裁判手続を創設することについて、創設の可否を含めて、検討を進めていくことが適当である。本研究会では、これらの課題に関し、さらに整理が必要な事項について引き続き議論を行い、最終とりまとめにおいて追加的に提言を行う予定としている。」(中間とりまとめP.26)とされたことを踏まえ、総務省は、引き続き、新たな裁判手続の創設について検討を進めていく。

【本年11月を目途に最終とりまとめ】

③ ログイン時情報の開示

ログイン時情報については、ログイン時情報が現行法上の発信者情報に該当するか否かについて明確になっておらず、裁判例も分かれている状況となっていることから、研究会において、「開示対象となるログイン時情報及び請求の相手方となる「開示関係役務提供者」の範囲を明確化する観点から、省令改正ほか、必要に応じて法改正によって対応を図ること

も視野に入れて、具体化を進めていくことが適当である」「本研究会では、これらの課題に関し、さらに整理が必要な事項について引き続き議論を行い、最終とりまとめにおいて追加的に提言を行う予定としている。」（中間とりまとめ P. 25-26）とされたことから、総務省は、研究会の最終とりまとめに向けて、引き続き、制度化に向けた検討を行う。【本年 11 月を目途に最終とりまとめ】

④ 裁判外（任意）開示の促進

研究会の「中間とりまとめ」において、裁判外（任意）開示の促進について、「権利侵害が明らかである場合には、プロバイダが迷うことなく開示の判断を行いやすくする観点から、例えば、要件該当性の判断に資するために、プロバイダにアドバイスを行う民間相談機関の充実や、裁判手続において要件に該当すると判断された事例等をガイドラインにおいて集積するなどの取組が有効であると考えられる」（中間とりまとめ P. 24）とされた。

この点、一般社団法人セーフティーインターネット協会が、プロバイダから任意開示の相談に応じる第三者機関の設置も含め、任意開示の促進に向けた施策の検討を行うために、専門家で構成される「権利侵害投稿等の対応に関する検討会」を設置し、議論を行っていることを踏まえ、総務省として同検討会にオブザーバとして参加すること等を通じ、民間における相談機関の充実に向けた取組の支援を行う。【本年 9 月以降、継続的に実施】

また、プロバイダ責任制限法の円滑な運用のため、事業者団体や権利者団体等で構成する「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」において、実務上の行動指針となる各種「ガイドライン」を作成していることを踏まえ、総務省として同協議会にオブザーバとして参加すること等を通じ、同協議会において誹謗中傷に関する発信者情報開示の要件該当性の判断に資する判例をガイドラインに集積していく取組及び改定支援を行う。【本年 9 月以降、継続的に実施】

(4) 相談対応の充実に向けた連携と体制整備

インターネット上の誹謗中傷により被害を受けた者が様々な観点から容易に相談を行うことができるよう、産学官民が連携して体制整備について取り組んでいくことが必要である。

総務省は、インターネット上に流通した情報による被害に係る一般利用者や誹謗中傷の書き込みへの対応を行う事業者からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターを運営しているところ、違法・有害情報相談センターを中心として、以下の具体的な取組により、相談対応の充実を図る。

① 違法・有害情報相談センターの体制強化

違法・有害情報相談センターについて、相談件数等に応じた相談員の増員や研修の強化を図るなどの方策も含めた体制強化を図るとともに、当該センターで受け付けた相談件数や内容の分析・把握を行う。【今年度中に準備、来年度から実施】

② 相談機関間の連携

総務省は、インターネット上に流通した情報による被害に係る相談対応体制の充実を図る観点から、違法・有害情報相談センターにおける相談対応について、法務局、警察、地方自治体、消費者生活関連相談窓口及び民間相談窓口といった関連する他の相談機関との連携を深める観点から、これら相談機関との定期的な意見交換の機会を設けて、相談内容に応じてそれぞれの相談機関が得意とする分野について適宜紹介を行う等の連携対応をより充実させていく。

具体的には、例えば、一般社団法人セーフターインターネット協会と協力し、「誹謗中傷ホットライン」と違法・有害情報相談センターとの連携方策について具体化を図っていくなどの取組を行う。【9月以降、準備でき次第実施】

③ ユーザにとって分かりやすい相談窓口の案内

総務省は、相談を必要としている被害者に対して違法・有害情報相談センター等の必要とされる相談機関の相談窓口に関する情報が届くよう、被害者にとって相談窓口を分かりやすく示すための取組を行う。

具体的には、総務省、法務省人権擁護局及び一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構が連携して実施している「#NoHeartNoSNS 特設サイト」において法務省インターネット人権相談受付窓口及び違法・有害情報相談センターなどの相談窓口の周知広報を分かりやすく推進していく。また、相談を必要としている被害者が多数ある相談窓口をどのように活用すればよいのか簡単に把握できるようにするため、相談窓口の特徴やメリット等を記載した案内図を作成するといった取組を法務省人権擁護局を始めとする他の相談機関と連携して進める。【本年秋頃を目途に実施】

3. 今後の進め方

総務省では、我が国におけるインターネット上の誹謗中傷の問題に対して、本政策パッケージにおいて示した様々な項目について、工程表（別添）のとおり取組を進めていく。

その上で、今後、「プラットフォームサービスに関する研究会」を定期的開催し、本パッケージの進捗状況等について検証を行うほか、必要に応じて追加提言の取りまとめを行う。

「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」工程表①

	2020年		2021年	
	9月	10～12月	1～3月	4月～
1. ユーザーに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動	① 「インターネットトラブル事例集(2020年版)追補版」を作成・公表			
	② 「インターネットトラブル」の講座内容にインターネット上の誹謗中傷に関するものを追加			
	③ 「#NoHeartNoSNS特設サイト」の拡充等により、社会全体における情報モラルやICTリテラシーが高まるようするための取組を強化			
2. プラットフォーム事業者の自主的取組の支援と透明性・アカウンタビリティの向上	① 総務省、法務省人権擁護局及びプラットフォーム事業者・事業者団体間の意見交換の場となる実務者検討会を継続的に開催し、法務省人権擁護機関からの削除依頼に対する事業者の円滑な対応を促進			
	② 事業者及び事業者団体との意見交換を通じ、誹謗中傷対策の実施や有効性の検討を働きかけ			
	③ プラットフォーム事業者や事業者団体と対話を行いながら、事業者による透明性・アカウンタビリティ確保方策に関する状況把握や評価の在り方について検討			自主的な取組の報告等により、事業者による透明性・アカウンタビリティ確保方策を促進
	④ 国際的な制度枠組みや対応状況を注視し、国際的な対話を深化			

(別添)

「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」工程表②

		2020年		2021年			
		8月	9月	10～12月	1～3月	4月～	
3. 発信者情報開示に関する取組	8/31 省令改正 (電話番号の追加)						
	① 「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」(総務省告示)の解説を改正						
	② 新たな裁判手続の創設や特定の通信ログの早期保全のための方策について、引き続き検討			研究会 最終とり まとめ	研究会 最終とり まとめ		左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施
	③ 開示対象となるログイン時情報を明確化するため、省令改正ほか、必要に応じて法改正を視野に、引き続き検討			研究会 最終とり まとめ	研究会 最終とり まとめ		左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施
	④ 要件該当性の判断に資する民間相談機関の設置やガイドラインの充実に関する民間の取組を支援						
4. 相談対応の充実に向けた連携と体制整備	① 「違法・有害情報相談センター」について、相談件数等に応じた相談員の増員や研修の強化を図るなどの方策も含めた体制強化を図るとともに、当該センターで受け付けた相談件数や内容の分析・把握を行うための準備を実施					左記の取組を実施	
	② 相談内容に応じて相談機関間で紹介を行うなど、他の相談機関との連携対応を充実						
	③ 複数の相談窓口の特徴やメリットを記載した案内図の作成など、ユーザにとって分かりやすい相談窓口の案内を実施						



United Nations
Secretary-General

UN Headquarters

08 May 2020

Appeal to Address and Counter COVID-19 Hate Speech

António Guterres

[English version; scroll down for French version]

COVID-19 does not care who we are, where we live, what we believe or about any other distinction. We need every ounce of solidarity to tackle it together. Yet the pandemic continues to unleash a tsunami of hate and xenophobia, scapegoating and scare-mongering.

Anti-foreigner sentiment has surged online and in the streets. Anti-Semitic conspiracy theories have spread, and COVID-19-related anti-Muslim attacks have occurred. Migrants and refugees have been vilified as a source of the virus -- and then denied access to medical treatment. With older persons among the most vulnerable, contemptible memes have emerged suggesting they are also the most expendable. And journalists, whistleblowers, health professionals, aid workers and human rights defenders are being targeted simply for doing their jobs.

We must act now to strengthen the immunity of our societies against the virus of hate. That's why I'm appealing today for an all-out effort to end hate speech globally.

I call on political leaders to show solidarity with all members of their societies and build and reinforce social cohesion.

I call on educational institutions to focus on digital literacy at a time when billions of young people are online -- and when extremists are seeking to prey on captive and potentially despairing audiences.

I call on the media, especially social media companies, to do much more to flag and, in line with international human rights law, remove racist, misogynist and other harmful content.

I call on civil society to strengthen outreach to vulnerable people, and religious actors to serve as models of mutual respect.

And I ask everyone, everywhere, to stand up against hate, treat each other with dignity and take every opportunity to spread kindness.

Last year, I launched the United Nations Strategy and Plan of Action on Hate Speech to enhance United Nations efforts against this scourge. As we combat this pandemic, we have a duty to protect people, end stigma and prevent violence.

Let's defeat hate speech -- and COVID-19 - together.

[French version]

ハイトスピーチ解消に向けた文部科学省の取組

各種会議や研修の場における行政説明等による周知

- 「人権教育担当指導主事連絡協議会」の開催
- 「人権教育指導者養成研修」の実施
- 社会教育主事等の養成講習等での行政説明

ポスターの配布

- ポスター「ハイトスピーチ、許さない。」の配布



指導の支援

- 「学校における外国人の人権尊重に関する実践事例」及び「各都道府県等教育委員会における人権教育の指導資料」の作成状況の一覧化、文科省ウェブサイトへ公表
- 「人権教育研究推進事業」の実施